

公 示 日：2026年5月20日（水）

調達管理番号：26a00205

国 名：インドネシア国

担 当 部 署：経済開発部民間セクター開発グループ第一チーム

調 達 件 名：インドネシア国労働制度連携アドバイザー（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：労働制度連携アドバイザー
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：ジャカルタ
- （5）全体期間：2026年7月上旬から2028年12月中旬
- （6）業務量の目途：24人月

2. 業務の背景

インドネシアでは、15～24歳の失業率が16.5%と高く、若年層の厳しい雇用情勢が社会問題となっており、同国労働省は雇用環境の改善や産業人材育成を政策課題としている。国内だけでは豊富な若年層の労働力の全てを吸収することは難しいことから、海外での雇用確保にも力を入れており、2024年1月時点で世界150カ国において約600万人のインドネシア人が働いていると推定される。また、2024年には約30万人が正式な手続きを経て海外で就労している（インドネシア移住労働者保護省、2024）。こうした背景の下、同国では自国民が海外で就労する場合においても、当該就労が各国の法令及び制度を遵守し、労働者の人権が適切に確保されることを重視した政策運営が求められている。一方で、海外及び国内での労働者保護や就労希望者への適切な支援のための制度や監督体制の構築、政府等関係者の人材育成・能力強化、関係機関間の連携が課題として指摘されている。政府はこうした問題意識や状況を受け、海外就労に関する労働・雇用政策の改善や労働者への適切な支援

のための関連制度・行政手続の整備、実施体制の強化を進めている。

国際機関の分析では、海外就労が送出国にもたらす利点は引き続き大きいとされる。世界銀行によれば、海外就労は①国内より高い賃金が得られ、②技能・経験の蓄積が見込まれ、③家計を支える送金が安定的に増加しているといった点で送出国に便益があるとされる。2024年の世界の送金額は9,060億ドル（世銀、2025）に達したと推計されており、低・中所得国にとって重要な外貨獲得手段となっている。一方、海外就労を、技術を習得して帰国する人材育成の機会に活かし、出身国の発展に寄与させるには、送出し国側に適切な制度・政策や労働者への支援が必要とされる。

2024年10月に成立した新政権は、海外就労者が帰国後に同国の発展に寄与する循環型人材育成の実現も目指している。一方で当該分野には、労働政策を担う労働省、送出制度や保護を担う移住労働者保護省、地方政府や職業訓練校、民間の関係機関をはじめ、多くの省庁や関係団体が関与しているため、関係機関間の連携についても、課題が指摘されている。さらに、帰国人材の活躍を促進し、中長期的な産業発展に結びつけるための戦略策定のための助言や協力が必要とされている。

かかる状況を踏まえ、インドネシア政府は労働者を保護し、適切に支援するための組織体制強化や行政手続の整備、政府等関係者の育成、国内外の関係機関との連携強化、帰国人材活用の戦略策定などにおける支援・助言のため、労働制度連携アドバイザーの派遣を要請した。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

- 成果1 インドネシア側が主体的に海外就労に係る情報や課題を把握し、それに基づく助言や支援を行うことができるよう、移住労働者保護省及び関係機関の組織体制が強化される。
- 成果2 インドネシア側関係省庁（社会強化担当調整省・移住労働者保護省・労働省・公的職業訓練校等）間の連携、及び現地送出機関・研修機関等との関係が強化され、海外就労者の人権尊重や保護に関する制度・行政手続の整備が行われる。
- 成果3 海外就労を経験した人材が帰国後にインドネシアの中長期的な産業発展に貢献できるよう、中長期的な人材育成・キャリア形成に係る戦略がインドネシア政府により策定される。

4. 業務の内容

本専門家は、移住労働者保護省をカウンターパート（C/P）とし、主に以下の業務を行う。

【アドバイザー業務】

1. 海外就労制度に係る情報収集を行い、課題を把握し、課題に基づく各種助言を行うとともに、官民関連機関からなる海外就労に関する情報連絡の仕組み（情報交換・セミナー・ワークショップの機会）を構築する。また、海外の関係機関からの照会や依頼に対してインドネシア関係省庁が法令や規定に則って回答できるよう支援する。
2. 海外就労に係るインドネシア側関係省庁の役割を整理し、インドネシア側関係省庁間の連携強化を支援するとともに、インドネシア側関係省庁間で海外就労制度に関する情報が共有され、政府の戦略や方針が現地関連機関等に伝達されることを支援する。また、海外就労者の人権尊重や保護に向けた体制構築のための課題を把握し、移住労働者保護省による海外就労に関連する制度や行政手続の整備を支援する。
3. 現地における職業訓練校や民間送出機関の実態、及び就労先国の企業から求められる職業技能、並びに帰国後インドネシアで必要とされる産業人材の全体像を確認の上で、人材開発の支援のニーズを整理する。また、インドネシアでの帰国人材活用の事例収集や分析を行うとともに、インドネシアの中長期的な産業人材育成を見据え、海外就労を経験した人が帰国後に円滑に社会・産業に復帰できるよう、政府によるキャリア形成に係る戦略の策定を支援する。

【事業マネジメント業務】

1. C/P と密に協議を行い、事業実施の方針を検討し実施計画（ワーク・プラン）を策定する。
2. C/P とともに事業の進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策等について関係者と適宜共有・協議を行う。
3. JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA（本部及びインドネシア事務所）に遅滞なく提出する。
4. 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
5. その他効果的かつ効率的な事業実施に必要な取組、働きかけを関係者と連携しつつ実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	インドネシアの海外就労の現状やインドネシア政府の掲げる政策をふまえ、インドネシアで現在求められる取り組みについて	【アドバイザー業務】 1.
2	インドネシア関連省庁間及び現地関係機関との連携について効果的と考えられる具体的な方策	【アドバイザー業務】 2.
3	海外就労を通じた人材育成と帰国後のキャリア形成にかかる戦略策定や人権保護に関して必要だと考えられる支援	【アドバイザー業務】 3.

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	労働・雇用に係る政策・制度や労働者保護に係る各種業務
語学の種類	英語及びインドネシア語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ¹	渡航開始より1カ月以内	経済開発部（CC:インドネシア事務所）	－	英語	電子データ
			－	日本語	電子データ

¹ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

	内				
		C/P 機関	－	英語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より3カ月ごと ²	国際協力調達部（CC: 経済開発部）	－	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より6カ月ごと	国際協力調達部（CC: 経済開発部、インドネシア事務所）	－	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	経済開発部（CC: 国際協力調達部、インドネシア事務所）	－	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年12月出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA 経済開発部民間セクター開発グループから配付しますので、edgps@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ 案件概要表
- ・ インドネシア外国人材受入・送出促進アドバイザー進捗報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 6月 3日 12時まで

² 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

2	プレゼンテーション実施案内	2026年 6月 12日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 6月 17日14時30分～16時00分
4	評価結果の通知	2026年 6月 22日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNERを通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外でのプレゼンテーションは実施しませ

ん。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合があります。予めご了承ください。

- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針、実施方法 36 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 20 点
- ② 語学力 10 点
- ③ その他学位、資格等 10 点
- ④ 業務従事者によるプレゼンテーション 20 点

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,360,000	1,524,000
	個人	1,028,000	1,191,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	67,900	-
	インターナショナルスクール／ 現地校		377,600	332,200

③ 住居費：2,800ドル／月

④ 航空賃（往復）：900,970円／人

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>
を参照願います。

(3) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：教育訓練省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取

る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(5) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA インドネシア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6) その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：インドネシア共和国

案件名：労働制度連携アドバイザー

Advisor for Labor System Cooperation

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクター開発（産業人材育成）の現状・課題及び本事業の位置付け

インドネシアでは、15～24歳の失業率が16.5%と高く、若年層の厳しい雇用情勢が社会問題となっており、同国労働省は雇用環境の改善や産業人材育成を政策課題としている。国内だけでは豊富な若年層の労働力の全てを吸収することは難しいことから、海外での雇用確保にも力を入れており、24年1月時点で世界150カ国において約600万人のインドネシア人が働いていると推定される。また、2024年には約30万人が正式な手続きを経て海外で就労している（インドネシア移住労働者保護省、2024）。こうした背景の下、同国では自国民が海外で就労する場合においても、当該就労が各国の法令及び制度を遵守し、労働者の人権が適切に確保されることを重視した政策運営が求められている。一方で、海外及び国内での労働者保護や就労希望者への適切な支援のための制度や監督体制の構築、政府等関係者の人材育成・能力強化、関係機関間の連携が課題として指摘されている。政府はこうした問題意識や状況を受け、海外就労に関する労働・雇用政策の改善や労働者への適切な支援のための関連制度・行政手続の整備、実施体制の強化を進めている。

国際機関の分析では、海外就労が送出国にもたらす利点は引き続き大きいとされる。世界銀行によれば、海外就労は①国内より高い賃金が得られ、②技能・経験の蓄積が見込まれ、③家計を支える送金が安定的に増加しているといった点で送出国に便益があるとされる。2024年の世界の送金額は9,060億ドル（世銀、2025）に達したと推計されており、低・中所得国にとって重要な外貨獲得手段となっている。一方、海外就労を、技術を習得して帰国する人材育成の機会に活かし、出身国の発展に寄与させるには、送出し国側に適切な制度・政策や労働者への支援が必要とされる。

2024年10月に成立した新政権は、海外就労者が帰国後に同国の発展に寄与する循環型人材育成の実現も目指している。一方で当該分野には、労働政策を担う労働省、送出制度や保護を担う移住労働者保護省、地方政府や職業訓練校、民間の関係機関をはじめ、多くの省庁や関係団体が関与しているため、関係機関間の連携についても、課題が指摘されている。さらに、帰国人材の活躍を促進し、中長期的な

産業発展に結びつけるための戦略策定のための助言や協力が必要とされている。

かかる状況を踏まえ、インドネシア政府は労働者を保護し、適切に支援するための組織体制強化や行政手続の整備、政府等関係者の育成、国内外の関係機関との連携強化、帰国人材活用の戦略策定などにおける支援・助言のため、労働制度連携アドバイザーの派遣を要請した。

(2) 民間セクター開発（産業人材育成）に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ
国別開発協力方針（平成 29 年 9 月）における重点分野として「国際競争力の向上に向けた支援」が定められ、その中でインドネシアにおける産業・学術研究分野の中核となる人材育成への支援を通じて、インドネシアの国際競争力の向上を図り、同時に、両国間の人的ネットワークの強化を図ることが掲げられている。また、インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパーでは、大目標に「人材育成」が掲げられており、産業人材や高等人材の育成の必要性や海外就労経験者が帰国後に活躍できる環境整備の必要性が謳われている。さらには、2026 年 1 月の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の中で、「開発途上国における労働政策を所掌する府省等に対する技術協力」や「送出国側の情報提供体制強化や人材育成・能力強化支援」等が掲げられている。本案件は専門家の派遣を通して、海外就労に関する人権尊重の取組、相手国関係機関の能力強化、関係機関の連携強化を図り、産業人材の育成に寄与するものであり、これら施策に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

GIZ はインドネシアの技能労働者が公正な労働移住を実現するための協力を実施している。2023 年～2027 年にかけて、12 カ国で、危険で搾取的な移住を防止し、正規且つ倫理的な移住を実現するための Centres for Migration and Development (ZME) の設置を支援するプロジェクトを行っている。2025 年 6 月には、ZME の一環としてバンドンとマタラムに Centres for Migration Opportunity, Vocation & Development (MOVE-ID) が開設され、移住労働者保護省との協力のもと、海外への正規の労働移住を希望する人々や社会経済的な再統合支援が必要な帰国者に対し、助言が提供されている。また、移住労働者保護省の職員に対する能力強化や国際機関との連携強化が行われている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、インドネシア政府による自国民の海外就労の制度運用や労働者保護をめぐる課題の把握や体制の構築、関連する制度や行政手続きの整備を支援し、以て同

国の政策改善及び組織体制の強化に資することを目的とする。さらに、海外就労を経験した人材が帰国後にインドネシアの中長期的な産業発展に貢献できるよう、政府による戦略策定を支援することにより、同国における持続的な人材育成と産業競争力強化を図る。

- (2) プロジェクトサイト／対象地域名 インドネシア全土
- (3) 総事業費（日本側） 0.8 億円
- (4) 事業実施期間 2026 年 12 月～2028 年 12 月を予定（計 24 カ月）
- (5) 事業実施体制 移住労働者保護省（KP2MI）

4. 事業の枠組み

(1) 成果

成果1 インドネシア側が主体的に海外就労に係る情報や課題を把握し、それに基づく助言や支援を行うことができるよう、移住労働者保護省及び関係機関の組織体制が強化される。

成果2 インドネシア側関係省庁（社会強化担当調整省・移住労働者保護省・労働省・公的職業訓練校等）間の連携、及び現地送出機関・研修機関等との関係が強化され、海外就労者の人権尊重や保護に関する制度・行政手続きの整備が行われる。

成果3 海外就労を経験した人材が帰国後にインドネシアの中長期的な産業発展に貢献できるよう、中長期的な人材育成・キャリア形成に係る戦略がインドネシア政府により策定される。

(2) 主な活動

活動1-1 海外就労制度に係る情報収集を行い、課題を把握し、課題に基づく各種助言を行う。

活動1-2 官民関連機関からなる海外就労に関する情報連絡の仕組み（情報交換・セミナー・ワークショップの機会）を構築する。

活動1-3 海外の関係機関からの照会や依頼に対してインドネシア関係省庁が法令や規定に則って回答できるよう支援する。

活動2-1 海外就労に係るインドネシア側関係省庁の役割を整理し、インドネシア側関係省庁間の連携強化を支援する。

活動2-2 インドネシア側関係省庁間で海外就労制度に関する情報が共有され、政府の戦略や方針が現地関連機関等に伝達されることを支援する。

活動2-3 海外就労者の人権尊重や保護に向けた体制構築のための課題を把握し、移住労働者保護省による海外就労に関連する制度や行政手続きの整備を支援する。

活動3-1 現地における職業訓練校や民間送出機関の実態、及び就労先国の企業から求められる職業技能、並びに帰国後インドネシアで必要とされる産業人材の全

体像を確認の上で、人材開発の支援のニーズを整理する。

活動3-2 インドネシアでの帰国人材活用の事例収集や分析を行う。

活動3-3 インドネシアの中長期的な産業人材育成を見据え、海外就労を経験した人が帰国後に円滑に社会・産業に復帰できるよう、政府によるキャリア形成に係る戦略の策定を支援する。

5. 留意点

本案件は、特定の国におけるインドネシア人の就労や受入れを促進することを目的とするものではなく、また、海外就労希望者や海外就労者本人に対する直接的な支援を行うものでもない。

以上